



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(河原自治会)	地域協働局地域活性課	1
告示	土壌汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の一部の指定の解除	環境局環境保全課	2
告示	指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について	会計室会計課	3
告示	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について	会計室会計課	4
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	9
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定	福祉局障害者支援課	10
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	福祉局障害者支援課	16
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	22
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	24
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	29
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	30
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	33
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	34
告示	指定公金事務取扱者の指定(特定非営利活動法人AFRIKCLEAN)	経済観光局新産業創造課	35
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 名谷23号線)	建設局道路管理課	36
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(西橘自治連合会)	地域協働局地域活性課	37
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧(神戸山田太陽光発電所建設事業及び国営明石海峡公園(神戸地区)(神戸国際港都建設計画公園事業九・七・二号しあわせの森))	環境局環境保全課	38
公告	2023年度公立大学法人神戸市看護大学の財務諸表	健康局公立大学法人神戸市看護大学法人本部経営管理課	39

令和6年9月3日 神戸市公報第3875号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	開発行為に関する工事の完了(東灘区御影山手1丁目 他)	都市局都市計画課	57
水道局	水道局副局長等専決規程及び水道事業手許現金取扱規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	60
水道局	給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程	水道局配水課	71
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	77
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	78

神戸市告示第277号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月22日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

河原自治会

(2) 主たる事務所

神戸市灘区上河原通4丁目1番1号

(3) 代表者の氏名

山本 勝己

(4) 代表者の住所

神戸市灘区大内通2丁目10番10号

2 変更があった事項及びその内容

第3条(区域)

(旧)

「本会の区域は、37の町(通)丁からなる。

2本会の区域を4区に分ける。

(1) 第1区 船寺通1～2丁目、灘南通1～2丁目

(2) 第2区 灘北通1～2丁目、泉通1～2丁目、水道筋1丁目
大内通1～2丁目、岸地通1丁目

(3) 第3区北 将軍通1～4丁目、神ノ木通1～4丁目

(4) 第3区南 千旦通1～4丁目、上河原通1～4丁目
稗原町4丁目2番6号から8号まで及び12号から15号まで並びに4番1号から
3号まで及び6号から8号まで

(5) 第4区 下河原通1～5丁目、鹿ノ下通1～3丁目」

(新)

「本会の区域は、37の町(通)丁からなる。

2本会の区域を4区に分ける。

(1) 第1区 船寺通1～2丁目、灘南通1～2丁目

(2) 第2区 灘北通1～2丁目、泉通1～2丁目、水道筋1丁目
大内通1～2丁目、岸地通1丁目

(3) 第3区北 将軍通1～4丁目、神ノ木通1～4丁目

第3区南 千旦通1～4丁目、上河原通1～4丁目
稗原町4丁目2番6号～

(4) 第4区 下河原通1～5丁目、鹿ノ下通1～3丁目」

3 変更の年月日

令和6年6月16日

神戸市告示第 278 号

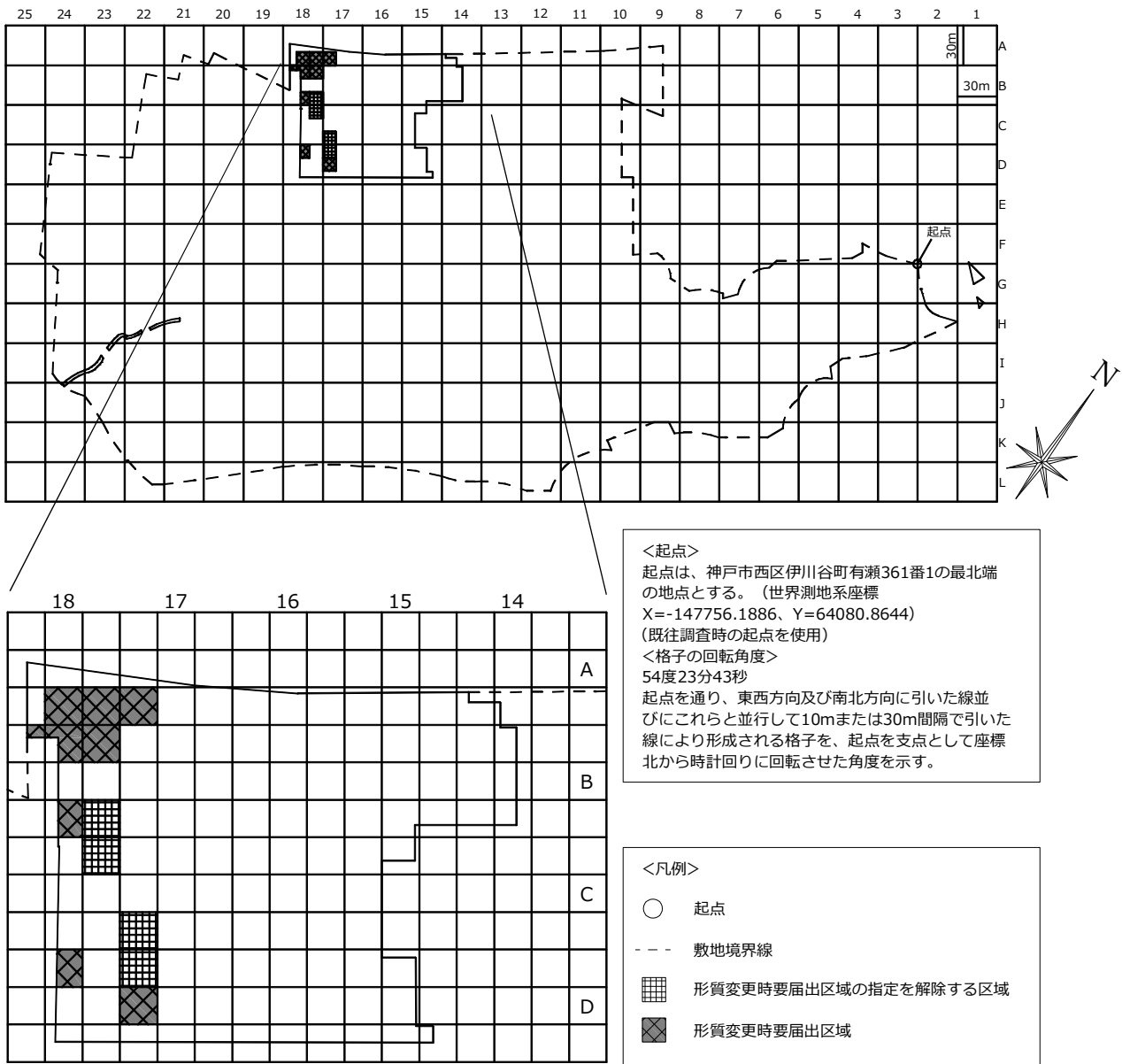
土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和 6 年 8 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
 西区伊川谷町有瀬字立山東 518 番の一部
 （別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
 ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物

別図



神戸市告示第282号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について（昭和39年3月告示第137号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

第3項第1号中「みずほ信託銀行株式会社」を削る。

神戸市告示第283号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について
(昭和39年3月告示第138号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

第3項第1号中「みずほ信託銀行株式会社」を削る。

令和6年9月3日 神戸市公報第3875号

神戸市告示第284号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 暖だん	神戸市長田区上池田5丁目6番9号	令和6年8月1日
訪問看護ステーション ともしび	神戸市中央区神若通6丁目1番3号	令和6年7月1日

神戸市告示第285号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
薬局アメリカンファーマシーEKIZO神戸三宮店	神戸市中央区加納町4丁目2番1号	令和6年7月16日
たるみな訪問看護ステーション	神戸市垂水区宮本町1番28号	令和6年8月31日
北神戸ヤマシン訪問看護ステーション	神戸市北区鹿の子台南町1丁目11番10号	令和6年8月31日

神戸市告示第286号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)こばやし内科小児科クリニック	神戸市兵庫区湊町3丁目1番26号	令和6年7月29日
(旧)医療法人社団小林内科医院		

令和6年9月3日 神戸市公報第3875号

神戸市告示第287号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)こばやし内科 小児科クリニック (旧)医療法人社団 小林内科医院	神戸市兵庫区湊町3丁目1番26号	(新)医療法人社団こばやし内科小児科クリニック (旧)医療法人社団小林内科医院	神戸市兵庫区湊町3丁目1番26号	令和6年7月29日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
キャメロット訪問介護ステーション	(新)神戸市長田区四番町2丁目1番地6 (旧)神戸市長田区长田町5丁目3番6号	株式会社NSA	大阪府大阪市中央区北浜東2番18号Nビル	令和6年8月1日	訪問介護 訪問型サービス（独自）

神戸市告示第288号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
栗田 茂輝（栗田鍼灸接骨院）	栗田 茂輝	(新)神戸市長田区长田町2丁目1番6号 (旧)神戸市長田区五番町8丁目1番31号	令和6年8月1日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
小島 聡志（東山接骨院）	小島 聡志	(新)神戸市兵庫区東山町4丁目8番1号 (旧)神戸市兵庫区東山町4丁目7番2号	令和6年7月1日
栗田 茂輝（栗田鍼灸接骨院）	栗田 茂輝	(新)神戸市長田区长田町2丁目1番6号 (旧)神戸市長田区五番町8丁目1番31号	令和6年8月1日

神戸市告示第289号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（育成医療・更生医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

指定年月日	名 称	担当する 医療の種類	所 在 地
令和6年7月1日	社会福祉法人平成記念会 サポートハウス ココロネ住吉	小腸	神戸市東灘区住吉山手7丁目1番1号
令和6年7月1日	安真クリニック垂水（更生医療のみ）	整形外科	神戸市垂水区神田町1番17号 プリコ垂水南館4階
令和6年7月1日	むらかみ内科クリニック	中枢神経	神戸市灘区八幡町2丁目8番7号 セントビル2階
令和6年7月1日	医療法人社団藍蒼会 しもかど腎透析クリニック	腎臓	神戸市垂水区上高丸1丁目8番16号 春美ビル3階・4階
令和6年7月1日	横山矯正歯科	歯科矯正	神戸市中央区旭通5丁目3番9号
令和6年7月1日	医療法人社団十善会 野瀬まごころ診療所	腎臓	神戸市長田区久保町3丁目9番7号
令和6年7月1日	たちばな歯科／矯正 歯科	歯科矯正	神戸市西区小山3丁目7番3号 山幸ビル1階
令和6年7月1日	竹山矯正歯科	歯科矯正	神戸市西区糶台5丁目5番地の2 2-201
令和6年7月1日	山川整形外科クリニック	整形外科	神戸市西区学園西町1丁目1番地の2
令和6年7月1日	ぼの薬局 灘店	薬局	神戸市灘区岩屋北町5丁目1番11号 田甫ビル2階
令和6年7月1日	グッドプラン薬局 桜の宮店	薬局	神戸市北区甲栄台2丁目3番2号
令和6年7月1日	スギ薬局 北野坂店	薬局	神戸市中央区中山手通2丁目1番3号 中山手コーポ1階
令和6年7月1日	スギ薬局 湊川店	薬局	神戸市兵庫区荒田町1丁目19番5号 湊川センタービルB棟1階

令和6年7月1日	元町駅前薬局	薬局	神戸市中央区北長狭通4丁目8番2号 A-EAST元町1階
令和6年7月1日	調剤薬局マツモトキヨシ 甲南山手店	薬局	神戸市東灘区森北町1丁目6番25号 ARビル甲南山手駅前1A
令和6年7月1日	調剤薬局マツモトキヨシ プリコ神戸店	薬局	神戸市中央区相生町3丁目1番1号 プリコ神戸1階205-1
令和6年7月1日	I&Hライフ本山薬局	薬局	神戸市東灘区本山南町6丁目10番28号 3階
令和6年7月1日	コクミン薬局 JR三宮駅東口店	薬局	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目1番301号 1階
令和6年7月1日	ジャパンファーマシー 西神中央薬局	薬局	神戸市西区糺台5丁目6番地の3 神戸西神オリエンタルホテル1階
令和6年7月1日	なの花薬局 垂水駅前店	薬局	神戸市垂水区神田町1番17号 プリコ垂水南館2階
令和6年7月1日	灘ひかり薬局	薬局	神戸市灘区上野通4丁目4番19号
令和6年7月1日	スカイ兵庫薬局	薬局	神戸市兵庫区永沢町3丁目2番21号
令和6年7月1日	グリーン薬局 須磨在宅支援センター	薬局	神戸市須磨区車字道谷山1番地の24
令和6年7月1日	オレンジ薬局 三宮店	薬局	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目4番8号 千代田精機三宮ビル1階
令和6年7月1日	元気薬局 さンプルザ店	薬局	神戸市中央区三宮町1丁目8番1-320号
令和6年7月1日	キリン堂薬局 中央再度筋店	薬局	神戸市中央区再度筋町5番9-2号
令和6年7月1日	キリン堂薬局 兵庫南店	薬局	神戸市兵庫区駅南通3丁目4番5号
令和6年7月1日	キリン堂薬局 神戸北五葉店	薬局	神戸市北区北五葉1丁目13番
令和6年7月1日	なのはな薬局 垂水店	薬局	神戸市垂水区宮本町3番30号 駅前ビル101
令和6年7月1日	なのはな薬局 新長田店	薬局	神戸市長田区大橋町4丁目4番9号 アスタピア新長田ステーションフラッツ2階204号室

令和6年9月3日 神戸市公報第3875号

令和6年7月1日	薬局グリーンファーマシー	薬局	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目3番5号 グリーンシャポービル115号
令和6年7月1日	かもめ薬局 六甲アイランド店	薬局	神戸市東灘区向洋町中2丁目11番地 シティモール2階
令和6年7月1日	スギ薬局 岡本店	薬局	神戸市東灘区岡本1丁目11番36号 ユニハイム岡本1階
令和6年7月1日	祥漢堂薬局 住吉店	薬局	神戸市東灘区住吉宮町3丁目8番5号
令和6年7月1日	ステラ調剤薬局 青木駅前店	薬局	神戸市東灘区北青木3丁目3番7号
令和6年7月1日	ステラ調剤薬局 北青木店	薬局	神戸市東灘区北青木3丁目20番29号106
令和6年7月1日	調剤薬局健康堂	薬局	神戸市東灘区青木6丁目6番16号 ピアフェスタ青木103
令和6年7月1日	すみれ薬局	薬局	神戸市灘区稗原町1丁目2番2号
令和6年7月1日	タツキクローバー薬局	薬局	神戸市灘区徳井町5丁目1番1号 ファミリーハイツ徳井103
令和6年7月1日	生田調剤薬局	薬局	神戸市中央区下山手通9丁目1番3号
令和6年7月1日	神戸みなと薬局	薬局	神戸市中央区東川崎町1丁目8番1号 プロメナ神戸305号
令和6年7月1日	ごこう薬局	薬局	神戸市中央区御幸通6丁目1番15号 御幸ビル1階103号室
令和6年7月1日	さふらん薬局	薬局	神戸市中央区熊内町4丁目8番20号
令和6年7月1日	三宮南薬局	薬局	神戸市中央区磯辺通3丁目2番11号 三宮ファーストビル1階
令和6年7月1日	そうごう薬局 野崎通店	薬局	神戸市中央区野崎通3丁目3番27号
令和6年7月1日	二宮中央薬局（更生医療のみ）	薬局	神戸市中央区二宮町3丁目11番9号 木村ビル1階
令和6年7月1日	みどり薬局	薬局	神戸市中央区八雲通6丁目2番15号
令和6年7月1日	柳筋薬局	薬局	神戸市中央区旗塚通5丁目3番3号
令和6年7月1日	クオール薬局 神戸店	薬局	神戸市兵庫区材木町1番2号 三栄ビル1-A

令和6年7月1日	グッドプラン薬局 菊水町店	薬局	神戸市兵庫区菊水町10丁目9番 20号1
令和6年7月1日	サフラン調剤薬局	薬局	神戸市兵庫区御崎本町3丁目2番 12号
令和6年7月1日	すずらん薬局	薬局	神戸市兵庫区材木町1番4号
令和6年7月1日	アイセイ薬局 鈴蘭 台店	薬局	神戸市北区鈴蘭台東町4丁目4番 9号
令和6年7月1日	ウエルシア薬局 神 戸鳴子店	薬局	神戸市北区鳴子1丁目14番地の 10
令和6年7月1日	ひとみ調剤薬局	薬局	神戸市北区南五葉4丁目1番22号
令和6年7月1日	三鈴薬局南店	薬局	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目9番 15号
令和6年7月1日	みどり薬局	薬局	神戸市北区鈴蘭台西町4丁目9番 38号
令和6年7月1日	みどり薬局 惣山店	薬局	神戸市北区惣山町1丁目10番地の 16
令和6年7月1日	フロンティア薬局 長田店	薬局	神戸市長田区大塚町6丁目1番14 号
令和6年7月1日	グリーン薬局 白川 台店	薬局	神戸市須磨区東白川台1丁目18番 地の7
令和6年7月1日	イオン薬局ジェーム ス山店	薬局	神戸市垂水区青山台7丁目7番1 号 イオンジェームス山店1階
令和6年7月1日	せいりき薬局 星陵 台店	薬局	神戸市垂水区星陵台5丁目1番1 号 さつきビル1階
令和6年7月1日	有限会社ミツバ薬局 (更生医療のみ)	薬局	神戸市垂水区東垂水町字菅ノ口 634番地の1
令和6年7月1日	グリーン薬局 伊川 谷店	薬局	神戸市西区池上2丁目5番地の4
令和6年7月1日	ゴダイ薬局 玉津店	薬局	神戸市西区王塚台7丁目78番地 ブランショコラ1階
令和6年7月1日	スギ薬局 神戸持子 店	薬局	神戸市西区持子2丁目8番地
令和6年7月1日	はせ谷さくら薬局	薬局	神戸市西区樋谷町長谷214番地の 2
令和6年7月1日	アクト訪問看護ステ ーション	訪問看護	神戸市中央区生田町4丁目3番1 号101

令和6年9月3日 神戸市公報第3875号

令和6年7月1日	訪問看護リハビリステーション しょう	訪問看護	神戸市中央区生田町3丁目2番5-1号601
令和6年7月1日	訪問看護ステーション縁	訪問看護	神戸市西区南別府1丁目5番地の40 グリーンマック101号
令和6年7月1日	スマイルアルファ訪問看護ステーション 兵庫ステーション	訪問看護	神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号603
令和6年7月1日	訪問看護リハステーション結	訪問看護	神戸市須磨区磯馴町2丁目3番22号 ハイツ須磨204
令和6年7月1日	なな一る訪問看護ステーション神戸	訪問看護	神戸市灘区八幡町1丁目9番20号506
令和6年7月1日	訪問看護ステーション わをなす	訪問看護	神戸市須磨区白川台2丁目44番地の6
令和6年7月1日	こさか訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市北区山田町小部字宮ノ前2番地の15 2階西側
令和6年7月1日	あつぶ訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市東灘区御影本町8丁目13番22号 御影エナムール1階A
令和6年7月1日	アリア訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市灘区八幡町2丁目2番6号 八幡ハイム1階
令和6年7月1日	ニチイケアセンター 東神戸訪問看護ステーション (更生医療のみ)	訪問看護	神戸市灘区岸地通5丁目2番13号 アメニティビル201号
令和6年7月1日	ケアーズ三宮訪問看護リハビリステーション	訪問看護	神戸市中央区旭通1丁目1番1号 サンピア207-1
令和6年7月1日	訪問看護ステーションかおり	訪問看護	神戸市須磨区神の谷6丁目3番113号203
令和6年7月1日	クリオ訪問看護・リハビリステーション	訪問看護	神戸市垂水区南多聞台5丁目4番7号
令和6年7月1日	訪問看護ステーションきらり	訪問看護	神戸市西区中野1丁目18番地の3

2 法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 名称の変更に係るもの

変更年月日	名称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和6年4月1日	湊の杜病院（更生医療のみ）	腎臓	神戸市兵庫区西多聞通1丁目1番21号	彦坂病院

(2) 所在地の変更に係るもの

変更年月日	名称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和6年5月1日	光和調剤薬局	薬局	神戸市灘区船寺通1丁目1番18号	神戸市灘区大石東町4丁目5番18号
令和6年5月17日	あなたの街の薬局 神戸元町店	薬局	神戸市中央区元町通4丁目6番2号 クロスレジデンス神戸元町1階	神戸市中央区元町通4丁目6番2号 アーバネックスみなと元町Ⅱ1階
令和6年3月15日	まる訪問看護ステーション（更生医療のみ）	訪問看護	神戸市須磨区高倉台7丁目3番29号	神戸市須磨区離宮西町2丁目2番1号 離宮ビル101
令和6年6月18日	訪問看護ステーションぷくぷく	訪問看護	神戸市北区小倉台1丁目12番地の10	神戸市北区山田町上谷上字古々山29番地の339 blancube 大池103

神戸市告示第290号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（精神通院医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（精神通院医療）

指定年月日	名 称	担当する 医療の種 類	所 在 地
令和6年5月1日	神戸三宮心療内科ゆ うメンタルクリニッ ク神戸三宮院	病院又は 診療所	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目4 番8号 千代田精機三宮ビル2 階3階
令和6年5月1日	かどわき診療所	病院又は 診療所	神戸市中央区北長狭通5丁目5 番22号 薔薇屋ビル1階
令和6年5月1日	こうべプラスクリニ ック	病院又は 診療所	神戸市兵庫区三川口町1丁目4 番6号
令和6年5月1日	みんなのクリニック	病院又は 診療所	神戸市西区北山台2丁目27番6 号
令和6年6月1日	医療法人社団えがお のわ 梶山小児科・ アレルギー科	病院又は 診療所	神戸市灘区畑原通3丁目1番17 号
令和6年6月1日	ホリスティックあお ぞらクリニック	病院又は 診療所	神戸市東灘区森南町1丁目7番 12号 INICIO甲南山手 202号
令和6年7月1日	むらかみ内科クリニ ック	病院又は 診療所	神戸市灘区八幡町2丁目8番7 号 セントビル2階
令和6年7月1日	あおい心の診療所	病院又は 診療所	神戸市東灘区岡本2丁目4番15 号 エルマーナ岡本1階
令和6年8月1日	神戸三宮心療内科ゆ うメンタルクリニッ ク神戸三宮院	病院又は 診療所	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目4 番8号 千代田精機三宮ビル2 階3階

令和6年4月1日	ぽの薬局 灘店	薬局	神戸市灘区岩屋北町5丁目1番11号 田甫ビル2階
令和6年4月1日	金太郎薬局 春日野道店	薬局	神戸市中央区筒井町1丁目2番4号
令和6年5月1日	さくら薬局 大丸店	薬局	神戸市須磨区中落合2丁目2番4号 大丸須磨店3階
令和6年5月1日	キリン堂薬局 神戸桜が丘店	薬局	神戸市西区桜が丘中町3丁目2番地の16
令和6年5月1日	薬局クオリア みなとがわ店	薬局	神戸市兵庫区上沢通1丁目1番8号
令和6年5月1日	ウエルシア薬局 神戸鈴蘭台西町店	薬局	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目10番37号
令和6年5月1日	ココカラファイン薬局 阪神深江駅店	薬局	神戸市東灘区深江北町4丁目1番8号
令和6年5月1日	オレンジ薬局 三宮店	薬局	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目4番8号 千代田精機三宮ビル1階
令和6年5月1日	グリーン薬局 須磨在宅支援センター	薬局	神戸市須磨区車字道谷山1番地の24
令和6年5月1日	光和調剤薬局	薬局	神戸市灘区船寺通1丁目1番18号
令和6年6月1日	グッドプラン薬局 桜の宮店	薬局	神戸市北区甲栄台2丁目3番2号
令和6年6月1日	大賀薬局 北町店	薬局	神戸市北区鈴蘭台北町2丁目3番9号

令和6年6月1日	アピス薬局 岡本店	薬局	神戸市東灘区岡本2丁目5番5号 サクセス岡本ビル1階
令和6年6月1日	キリン堂薬局 須磨大池店	薬局	神戸市須磨区大池町5丁目1番35号
令和6年6月1日	キリン堂薬局 神戸北五葉店	薬局	神戸市北区北五葉1丁目13番
令和6年6月1日	モリタ薬局	薬局	神戸市垂水区舞子坂3丁目17番5号 奥の池ハイム1階
令和6年7月1日	なのはな薬局 垂水店	薬局	神戸市垂水区宮本町3番30号 駅前ビル101
令和6年7月1日	キリン堂薬局 六甲アイランド店	薬局	神戸市東灘区向洋町中2丁目9番地の1 神戸ファッションプラザ3階
令和6年7月1日	春日野道薬局	薬局	神戸市中央区若菜通4丁目2番4号 NKレポート1階
令和6年8月1日	サンドラッグ垂水小東山薬局	薬局	神戸市垂水区小東山本町1丁目1番1号 1階
令和6年8月1日	せいりき薬局 病院前店	薬局	神戸市垂水区星陵台5丁目11番7号 アーバンビュー星陵台1階
令和6年8月1日	せいりき薬局 南多聞台店	薬局	神戸市垂水区南多聞台5丁目7番5号 南多聞台医療ビル102号
令和6年4月1日	ソエル訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市須磨区車字獅堀 1056番地の5
令和6年5月1日	訪問看護ステーション ありす	訪問看護	神戸市西区玉津町上池 349番地の2

令和6年5月1日	訪問看護ステーションつむぐ	訪問看護	神戸市兵庫区大同町2丁目5番12号
令和6年5月1日	訪問看護ステーションさざなみ	訪問看護	神戸市須磨区千歳町1丁目8番6号 新児玉マンション1階103号
令和6年6月1日	訪問看護ステーション つむぎ	訪問看護	神戸市灘区大石東町4丁目5番10号
令和6年6月1日	りっか訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市西区北別府3丁目1番地の4 シャルマンフジ学園都市101
令和6年6月1日	訪問看護リハステーション結	訪問看護	神戸市須磨区磯馴町2丁目3番22号 ハイツ須磨 204
令和6年6月1日	スマイルアルファ訪問看護ステーション兵庫ステーション	訪問看護	神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号 603
令和6年7月1日	こさか訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市北区山田町小部字宮ノ前2番地の15 2階西側
令和6年7月1日	訪問看護ステーション縁	訪問看護	神戸市西区南別府1丁目5番地の40 グリーンマック 101号
令和6年7月1日	ななーる訪問看護ステーション神戸	訪問看護	神戸市灘区八幡町1丁目9番20号 506
令和6年8月1日	さくらの森訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市兵庫区中道通1丁目4番10号 B棟
令和6年8月1日	訪問看護ステーションふぁみりあ	訪問看護	神戸市西区桜が丘中町5丁目9番2号
令和6年8月1日	訪問看護 link	訪問看護	神戸市中央区坂口通5丁目2番3号 TMハイツ 101号室

令和6年8月1日	home 看護ステーション ハイ・にこ・ポ ン	訪問看護	神戸市北区有野町有野字宮の下 927 番地の 1
令和6年8月1日	スナメリ訪問看護ステーション神戸	訪問看護	神戸市灘区山田町3丁目1番15 号 六甲アトリエハウス 401
令和6年8月1日	訪問看護ステーション紫苑	訪問看護	神戸市中央区熊内町4丁目5番 13号 メープルレジデンス 205 号
令和6年8月1日	アオイ訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市垂水区狩口台6丁目7番
令和6年8月1日	訪問看護リハビリステーション しょう	訪問看護	神戸市中央区生田町3丁目2番 5-1号 601
令和6年8月1日	訪問看護ステーション わをなす	訪問看護	神戸市須磨区白川台2丁目44番 地の 6

2 法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（精神通院医療）

(1) 所在地の変更に係るもの

変更年月日	名 称	担当する医療の種類	変更後	変更前
令和6年5 月17日	あなたの街の薬局 神戸元町店	薬局	神戸市中央区元町 通4丁目6番2号 クロスレジデンス 神戸元町1階	神戸市中央区元町 通4丁目6番2号 アーバネックスみ なと元町Ⅱ1階
令和6年3 月15日	まる訪問看護ステーション	訪問看護	神戸市須磨区高倉 台7丁目3番29号	神戸市須磨区離宮 西町2丁目2番1 号 離宮ビル 101
令和6年6 月18日	訪問看護ステーションぶくぶく	訪問看護	神戸市北区小倉台 1丁目12番地の 10	神戸市北区山田町 上谷上字古々山 29 番地の 339 blancube 大池 103

令和6年7月1日	訪問看護ステーションかえりえ伊川谷	訪問看護	神戸市西区伊川谷町有瀬 558 番地の 6	神戸市西区大津和3丁目6番地の4 シャルマンディアントス1-101
----------	-------------------	------	-----------------------	-----------------------------------

3 法第65条の規定による辞退の届出があった指定自立支援医療機関（精神通院医療）

辞退年月日	名 称	担当する医療の種類	所在地
令和6年5月9日	ハートフルクリニック	病院又は診療所	神戸市中央区元町通4丁目6番17号

神戸市告示第291号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2860290457	Rehaco 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区永手町5丁目2番9号サンロイヤル六甲202号	株式会社アールイーコンセプト	兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目4番15-2号	令和6年7月18日	介護予防訪問看護
2860290457	Rehaco 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区永手町5丁目2番9号サンロイヤル六甲202号	株式会社アールイーコンセプト	兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目4番15-2号	令和6年7月18日	訪問看護
2860290358	スナメリ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区山田町3丁目1番15号 六甲アトリエハウス1階	医療法人赤坂クリニック	兵庫県神戸市灘区山田町3丁目1番15号 六甲アトリエハウス1階	令和6年7月31日	介護予防訪問看護
2860290358	スナメリ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区山田町3丁目1番15号 六甲アトリエハウス1階	医療法人赤坂クリニック	兵庫県神戸市灘区山田町3丁目1番15号 六甲アトリエハウス1階	令和6年7月31日	訪問看護

2870101702	特別養護老人ホーム甲南山手	兵庫県神戸市東灘区本庄町1丁目10-2	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木1丁目1番3号	令和6年7月31日	介護予防短期入所生活介護
2870101702	特別養護老人ホーム甲南山手	兵庫県神戸市東灘区本庄町1丁目10-2	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木1丁目1番3号	令和6年7月31日	短期入所生活介護
2870103880	訪問介護事業所スマイルライフ	兵庫県神戸市東灘区岡本3丁目5-16 エルズスチューディオ岡本1・2階	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区岡本3-5-16 エルズスチューディオ岡本1・2階	令和6年7月31日	訪問介護
2875204964	ツクイ神戸学園東町	兵庫県神戸市西区学園東町6-2-10	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	令和6年7月31日	通所介護

神戸市告示第292号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860290531	スナメリ訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市灘区山田町3丁目1番15号六甲アトリエハウス401	株式会社スナメリ	大阪府大阪府天王寺区上本町八丁目2番1-503号	令和6年8月1日	介護予防訪問看護
2860290531	スナメリ訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市灘区山田町3丁目1番15号六甲アトリエハウス401	株式会社スナメリ	大阪府大阪府天王寺区上本町八丁目2番1-503号	令和6年8月1日	訪問看護
2860590583	さくらの森訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区中道通1-4-10 B棟	株式会社さくらの森訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区大開通八丁目1番21-501号	令和6年8月1日	介護予防訪問看護
2860590583	さくらの森訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区中道通1-4-10 B棟	株式会社さくらの森訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区大開通八丁目1番21-501号	令和6年8月1日	訪問看護
2860690359	訪問看護ステーション暖だん	兵庫県神戸市長田区上池田5丁目6-9 205号	株式会社あかがねびと	兵庫県神戸市長田区日吉町三丁目1番38-502号	令和6年8月1日	介護予防訪問看護

令和6年9月3日 神戸市公報第3875号

2860690359	訪問看護ステーション 暖だん	兵庫県神戸市 市長田区上池田5丁目 6-9 205号	株式会社あ かがねびと	兵庫県神戸市 市長田区日吉町三丁目 1番38-502号	令和6年8月1日	訪問看護
2860790423	訪問看護ステーション カイ	兵庫県神戸市 須磨区大田町7丁目 3番地20	リノライフ サポート株式会社	兵庫県姫路市 太市中675番地	令和6年8月1日	介護予防訪問看護
2860790423	訪問看護ステーション カイ	兵庫県神戸市 須磨区大田町7丁目 3番地20	リノライフ サポート株式会社	兵庫県姫路市 太市中675番地	令和6年8月1日	訪問看護
2860890561	訪問看護ステーション ai	兵庫県神戸市 垂水区名谷町猿倉 290-10 名谷MBビル A号室	株式会社 ai	兵庫県姫路市 北今宿三丁目17番3 -5号	令和6年8月1日	介護予防訪問看護
2860890561	訪問看護ステーション ai	兵庫県神戸市 垂水区名谷町猿倉 290-10 名谷MBビル A号室	株式会社 ai	兵庫県姫路市 北今宿三丁目17番3 -5号	令和6年8月1日	訪問看護
2865090654	home 看護station ハイ・にこ・ポン	兵庫県神戸市 北区有野町有野字宮 の下927-1	一般社団法人 神戸総合支援センター heart	兵庫県神戸市 北区藤原台南町三丁目 9番12号	令和6年8月1日	介護予防訪問看護
2865090654	home 看護station ハイ・にこ・ポン	兵庫県神戸市 北区有野町有野字宮 の下927-1	一般社団法人 神戸総合支援センター heart	兵庫県神戸市 北区藤原台南町三丁目 9番12号	令和6年8月1日	訪問看護

令和6年9月3日 神戸市公報第3875号

2865190710	訪問看護ステーション 紫苑	兵庫県神戸市中央区熊内町4丁目5番13号メープルレジデンス 205	合同会社百華	兵庫県神戸市中央区熊内町4丁目5番13号メープルレジデンス 205	令和6年8月1日	介護予防訪問看護
2865190710	訪問看護ステーション 紫苑	兵庫県神戸市中央区熊内町4丁目5番13号メープルレジデンス 205	合同会社百華	兵庫県神戸市中央区熊内町4丁目5番13号メープルレジデンス 205	令和6年8月1日	訪問看護
2865290676	訪問看護ステーション ふぁみりあ	兵庫県神戸市西区桜が丘中町5丁目9-2	合同会社KMT	兵庫県神戸市西区桜が丘中町5丁目9-2	令和6年8月1日	介護予防訪問看護
2865290676	訪問看護ステーション ふぁみりあ	兵庫県神戸市西区桜が丘中町5丁目9-2	合同会社KMT	兵庫県神戸市西区桜が丘中町5丁目9-2	令和6年8月1日	訪問看護
2870103914	レッツ倶楽部青木	兵庫県神戸市東灘区北青木2丁目1番32号	大英石油株式会社	兵庫県神戸市兵庫区須佐野通2丁目2番13号	令和6年8月1日	通所介護
2870103922	介護付有料老人ホーム 甲南山手	兵庫県神戸市東灘区本庄町1-10-2	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木1-1-3	令和6年8月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
2870103922	介護付有料老人ホーム 甲南山手	兵庫県神戸市東灘区本庄町1-10-2	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木1-1-3	令和6年8月1日	特定施設入居者生活介護

令和6年9月3日 神戸市公報第3875号

2870203219	オリーブ介護サービス	兵庫県神戸市灘区灘南通6丁目1番2号 ハイツ片山203	株式会社オリーブ・リーフ	兵庫県神戸市灘区灘南通6丁目1番2号	令和6年8月1日	訪問介護
2870503972	福祉用具のキラキラ	兵庫県神戸市兵庫区湊町2丁目3-15	株式会社k i r a k i r a	兵庫県神戸市兵庫区湊町3丁目1番7号	令和6年8月1日	特定介護予防福祉用具販売
2870503972	福祉用具のキラキラ	兵庫県神戸市兵庫区湊町2丁目3-15	株式会社k i r a k i r a	兵庫県神戸市兵庫区湊町3丁目1番7号	令和6年8月1日	特定福祉用具販売
2870804776	株式会社ヘルパーステーションラン	兵庫県神戸市垂水区神陵台三丁目2-1-708	株式会社ヘルパーステーションラン	兵庫県神戸市垂水区神陵台三丁目2-1	令和6年8月1日	訪問介護
2870804784	こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町16-9	合同会社こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町16-9	令和6年8月1日	訪問介護
2870804792	ヘルパーステーション BESIDE YOU	兵庫県神戸市垂水区北舞子4丁目9番37号	一般社団法人 BESIDE YOU	兵庫県神戸市垂水区北舞子4丁目9番37号	令和6年8月1日	訪問介護
2875004356	デイサービスすまあと ACE	兵庫県神戸市北区山田町小部字宮ノ前1-1	株式会社神戸在宅リハビリテーション事業団	兵庫県神戸市須磨区多井畑東町17番地の8	令和6年8月1日	通所介護

2875104537	ケアセンター・タスカル	兵庫県神戸市中央区多聞通5丁目1番13号歩10番館801号	合同会社ケアセンター・タスカル	兵庫県神戸市須磨区衣掛町四丁目1番14号	令和6年8月1日	訪問介護
2875205441	ファミリーケアゆうあい水谷	兵庫県神戸市西区水谷1丁目3-7	ウェルフェア株式会社	兵庫県神戸市垂水区本多聞二丁目12番30号ハイデンス多聞203号	令和6年8月1日	訪問介護

令和6年9月3日 神戸市公報第3875号

神戸市告示第293号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2870602030	デイサービスハート&ラブ	兵庫県神戸市長田区戸崎通3丁目9番12号	特定非営利活動法人ハート&ラブ	兵庫県神戸市長田区戸崎通3丁目9番12号	令和6年7月1日	介護予防通所サービス
2870103880	訪問介護事業所スマイルライフ	兵庫県神戸市東灘区岡本3丁目5-16 エルズスチューディオ岡本1・2階	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区岡本3-5-16 エルズスチューディオ岡本1・2階	令和6年7月31日	介護予防訪問サービス
2875102960	トア山手デイサービス	兵庫県神戸市中央区中山手通3丁目2-1 トア山手・ザ神戸タワー	株式会社ハッピーエイジ	兵庫県神戸市北区大脇台2-34	令和6年7月31日	介護予防通所サービス
2875204964	ツクイ神戸学園東町	兵庫県神戸市西区学園東町6-2-10	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	令和6年7月31日	介護予防通所サービス

神戸市告示第294号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870103914	レッツ倶楽部青木	兵庫県神戸市東灘区北青木2丁目1番32号	大英石油株式会社	兵庫県神戸市兵庫区須佐野通二丁目2番13号	令和6年8月1日	介護予防通所サービス
2870201429	ゆうゆう倶楽部	兵庫県神戸市灘区篠原中町2丁目2-12-1F北	株式会社いろは	兵庫県西宮市生瀬町2丁目8-14	令和6年8月1日	介護予防通所サービス
2870203219	オリーブ介護サービス	兵庫県神戸市灘区灘南通6丁目1番2号 ハイツ片山203	株式会社オリーブ・リーフ	兵庫県神戸市灘区灘南通6丁目1番2号	令和6年8月1日	介護予防訪問サービス
2870203219	オリーブ介護サービス	兵庫県神戸市灘区灘南通6丁目1番2号 ハイツ片山203	株式会社オリーブ・リーフ	兵庫県神戸市灘区灘南通6丁目1番2号	令和6年8月1日	生活支援訪問サービス
2870804776	株式会社ヘルパーステーションラン	兵庫県神戸市垂水区神陵台三丁目2-1-708	株式会社ヘルパーステーションラン	兵庫県神戸市垂水区神陵台三丁目2-1	令和6年8月1日	介護予防訪問サービス

2870804784	こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町 16-9	合同会社こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町 16-9	令和6年8月1日	介護予防訪問サービス
2870804784	こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町 16-9	合同会社こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町 16-9	令和6年8月1日	生活支援訪問サービス
2870804792	ヘルパーステーション BESIDE YOU	兵庫県神戸市垂水区北舞子4丁目9番37号	一般社団法人 BESIDE YOU	兵庫県神戸市垂水区北舞子4丁目9番37号	令和6年8月1日	介護予防訪問サービス
2875004356	デイサービスすまあと ACE	兵庫県神戸市北区山田町小部字宮ノ前1-1	株式会社神戸在宅リハビリテーション事業団	兵庫県神戸市須磨区多井畑東町17番地の8	令和6年8月1日	介護予防通所サービス
2875104537	ケアセンター・タスカル	兵庫県神戸市中央区多聞通5丁目1番13号 歩10番館801号	合同会社ケアセンター・タスカル	兵庫県神戸市須磨区衣掛町四丁目1番14号	令和6年8月1日	介護予防訪問サービス
2875205441	ファミリーケアゆうあい水谷	兵庫県神戸市西区水谷1丁目3-7	ウェルフェア株式会社	兵庫県神戸市垂水区本多聞二丁目12番30号 ハイデンス多聞 203号	令和6年8月1日	介護予防訪問サービス
2875205441	ファミリーケアゆうあい水谷	兵庫県神戸市西区水谷1丁目3-7	ウェルフェア株式会社	兵庫県神戸市垂水区本多聞二丁目12番30号 ハイデンス多聞 203号	令和6年8月1日	生活支援訪問サービス

2895000541	地域密着型 通所介護 はちまる	兵庫県神戸 市北区淡河 町淡河 1515-1	合同会社 都	兵庫県西宮 市名塩平成 台39番地2	令和6年8 月1日	介護予防通 所サービス
28A5100033	リハフィット トネス THREE TREES 三 宮	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通3-1- 8-101	株式会社 THREETREES	兵庫県神戸 市西区学園 東町4-36- 8	令和6年8 月1日	介護予防通 所サービス

神戸市告示第295号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2870602030	デイサービスハート&ラブ	兵庫県神戸市長田区戸崎通3丁目9番12号	特定非営利活動法人ハート&ラブ	兵庫県神戸市長田区戸崎通3丁目9番12号	令和6年7月1日	地域密着型通所介護
2875102960	トア山手デイサービス	兵庫県神戸市中央区中山手通3丁目2-1 トア山手・ザ神戸タワー	株式会社ハッピーエイジ	兵庫県神戸市北区大脇台2-34	令和6年7月31日	地域密着型通所介護
2890100080	特別養護老人ホーム甲南山手	兵庫県神戸市東灘区本庄町1丁目10番2号	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木1丁目1番3号	令和6年7月31日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
2890600279	認知症対応型デイサービス ソラストひばりが丘	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目2-5	株式会社ソラスト	東京都港区港南二丁目15番3号	令和6年7月31日	介護予防認知症対応型通所介護
2890600279	認知症対応型デイサービス ソラストひばりが丘	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目2-5	株式会社ソラスト	東京都港区港南二丁目15番3号	令和6年7月31日	認知症対応型通所介護

神戸市告示第296号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2895000541	地域密着型 通所介護 はちまる	兵庫県神戸市北区淡河町淡河 1515-1	合同会社 都	兵庫県西宮市名塩平成台39番地2	令和6年8月1日	地域密着型 通所介護

神戸市告示第297号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同上第2項の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者

兵庫県西宮市神垣町5番30-201号

特定非営利活動法人 AFRIKCLEAN

代表者 理事 LUKUMWENA NSENDA

2 指定公金事務取扱者へ委託する公金事務の内容

アフリカ月間 in 神戸企画制作・実施運營業務に係る委託契約の仕様に定めるビジネスコンテスト開催にかかる渡航費の支援及び賞金の支出業務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和6年6月6日

4 指定公金事務取扱者への委託年月日

令和6年6月10日

神戸市告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年9月4日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年9月17日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	名谷23号線	神戸市垂水区名谷町字入野 770番1地先から	新	5.10	最大 5.85 最小 5.60
		神戸市垂水区名谷町字入野 770番1地先まで	旧	5.10	5.60

神戸市告示第299号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

西橋自治連合会

(2) 主たる事務所

神戸市兵庫区西橋通1丁目3番11号

(3) 代表者の氏名

西垣 秀樹

(4) 代表者の住所

神戸市兵庫区西上橋通1丁目1番12号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「岩佐 好修」を「西垣 秀樹」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市兵庫区西橋通2丁目1番3号110号室」を「神戸市兵庫区西上橋通1丁目1番12号」に改める。

3 変更の年月日

令和6年7月7日

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象事業の概要

事業の名称	神戸山田太陽光発電所建設事業	国営明石海峡公園（神戸地区） （神戸国際港都建設計画公園事業 九・七・二号しあわせの森）
事業者の 名称	神戸山田太陽光発電所合同会社	国土交通省
代表者	代表社員 一般社団法人神戸山田ソーラー 職務執行者 三品 貴仙	国土交通大臣 斉藤 鉄夫
事業者の 所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階 国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所
事業の種類	太陽光発電所の建設	レクリエーション施設の建設
事業の規模	事業地面積：107.4ha 発電出力：40MW	233.9ha
対象事業の 位置	兵庫県神戸市北区山田町坂本、東 下、中	神戸市北区山田町藍那字傳庫他 神戸市西区伊川谷町布施畑字柏木谷 地内他

2 縦覧の期間

令和6年9月3日（火曜）から9月17日（火曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階

神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

公立大学法人神戸市看護大学公告第2号

地方独立行政法人法第34条第3項の規定に基づき、2023年度公立大学法人神戸市看護大学の財務諸表を次のとおり公告する。

2024年9月3日

貸借対照表

(2024年3月31日)

(単位：円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		6,420,000,000
建物	2,042,815,902	
減価償却累計額	▲ 403,758,617	1,639,057,285
工具器具備品	99,493,622	
減価償却累計額	▲ 59,003,094	40,490,528
図書		517,414,781
有形固定資産合計		8,616,962,594

2 無形固定資産

ソフトウェア		2,508,734
無形固定資産合計		2,508,734

8,619,471,328

II 流動資産

現金及び預金	417,212,550
前払金	4,070,000
その他未収金	22,817,675
流動資産合計	444,100,225

資産合計

9,063,571,553

負債の部

I 固定負債

長期繰延補助金等(注)	3,703,334
長期リース債務	17,064,046
固定負債合計	20,767,380

II 流動負債

運営費交付金債務(注)	130,638,031
寄附金債務(注)	3,642,214
未払金	157,658,623
未払費用	5,122,592
リース債務	13,663,650
預り金	10,200,580
科学研究費助成事業等預り金(注)	45,604,512
賞与引当金	8,556,715
流動負債合計	375,086,917

負債合計

395,854,297

(注) 地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産の部

I 資本金			
地方公共団体出資金	8,340,000,000		
資本金合計		<u>8,340,000,000</u>	
II 資本剰余金			
資本剰余金			
減価償却相当累計額	▲ 384,003,658		
資本剰余金合計		<u>▲ 384,003,658</u>	
III 利益剰余金			
目的積立金	92,278,651		
当期未処分利益	619,442,263		
(うち当期総利益)	619,442,263)		
利益剰余金合計		<u>711,720,914</u>	
純資産合計			<u>8,667,717,256</u>
負債純資産合計			<u>9,063,571,553</u>

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日)

(単位：円)

経常費用			
業務費			
教育経費		131,426,061	
研究経費		30,091,020	
教育研究支援経費		48,900,812	
受託事業費		10,503,363	
役員人件費			
常勤役員	79,015,587		
非常勤役員	698,260	79,713,847	
教員人件費			
常勤教員	536,431,512		
非常勤教員	50,294,345	586,725,857	
職員人件費			
常勤職員	199,374,867		
非常勤職員	17,953,065	217,327,932	1,104,688,892
一般管理費			169,730,439
財務費用			
支払利息			597,514
経常費用合計			<u>1,275,016,845</u>
経常収益			
運営費交付金収益(注)		961,196,728	
授業料収益(注)		245,743,235	
入学金収益(注)		29,179,000	
検定料収益(注)		8,581,000	
補助金等収益(注)		7,291,523	
寄附金収益(注)		1,324,275	
受託事業収益		10,503,363	
雑益			
財産貸付料収入	5,669,100		
科学研究費補助金間接経費収入(注)	8,256,300		
その他	3,247,160	17,172,560	
経常収益合計			<u>1,280,991,684</u>
経常利益			<u>5,974,839</u>
臨時損失			
固定資産除却損		23,167	23,167
臨時利益			
資産見返負債戻入(注)		613,490,591	613,490,591
当期純利益			<u>619,442,263</u>
当期総利益			<u>619,442,263</u>
(注) 地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。			
資本剰余金を減額したコスト等に関する注記			
当期総利益		619,442,263	
減価償却相当額	▲ 76,381,132		
賞与引当金増加(減少)相当額	912,982		
退職給付引当金増加(減少)相当額	73,793,716		
小計		▲ 1,674,434	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			617,767,829
科学研究費助成事業等に関する注記			
当期受入額			27,521,000
当期支出額			35,415,832

純資産変動計算書
(2023年4月1日から2024年3月31日)

(単位：円)

	I 資本金	II 資本剰余金		III 利益剰余金				純資産 合計
	地方公共団体 出資金	資本剰余金	減価償却 相当累計額 (-)	前期中期目標 期間繰越積立金	目的積立金	当期末処分利益	うち当期総利益	
当期首残高	8,340,000,000	-	▲ 307,622,526	-	81,453,941	10,824,710	-	8,124,656,125
当期変動額								
I 資本金の当期変動額								
出資金の受入	-	-	-	-	-	-	-	-
II 資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産の除売却	-	-	-	-	-	-	-	-
減価償却	-	-	▲ 76,381,132	-	-	-	-	▲ 76,381,132
III 利益剰余金の当期変動額								
(1) 利益の処分								
前期中期目標期間からの繰り越し	-	-	-	-	-	-	-	-
利益処分による積立	-	-	-	-	10,824,710	▲ 10,824,710	-	-
(2) その他								
当期純利益	-	-	-	-	-	619,442,263	619,442,263	619,442,263
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	▲ 76,381,132	-	10,824,710	608,617,553	619,442,263	543,061,131
当期末残高	8,340,000,000	-	▲ 384,003,658	-	92,278,651	619,442,263	619,442,263	8,667,717,256

キャッシュ・フロー計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 170,208,190
	人件費支出	▲ 909,837,100
	その他の業務支出	▲ 104,208,674
	運営費交付金収入	1,055,657,500
	授業料収入	226,900,935
	入学金収入	28,412,000
	検定料収入	8,581,000
	補助金等収入	6,833,171
	受託事業収入	24,056,306
	寄附金収入	215,000
	その他収入	8,699,620
	預り金等の増減	231,127
	業務活動によるキャッシュ・フロー	175,332,695
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	▲ 34,077,839
	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 34,077,839
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	▲ 15,999,364
	利息の支払額	▲ 597,514
	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 16,596,878
IV	資金増減額	124,657,978
V	資金期首残高	292,554,572
VI	資金期末残高	417,212,550

利益の処分に関する書類

(単位：円)

I 当期未処分利益		619,442,263
当期総利益	619,442,263	
II 利益処分額		
積立金	613,490,591	
地方独立行政法人法第40条第3項により、 設立団体の長の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金	5,951,672	619,442,263

注 記 事 項

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（令和4年8月31日総務省告示第285号改訂）及び「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ & A（総務省自治行政局、総務省自治財政局、日本公認会計士協会 令和6年3月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しています。

I 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、設立団体から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	19年～47年
工具器具備品	6年

ただし、リース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっています。

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

3. 賞与引当金の計上基準

賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員に支給する賞与に備えるため、支給見込額を計上しています。

4. 退職給付に係る引当金の計上基準

退職一時金については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 地方自治体出資等の機会費用の計算に使用した利率

2024年3月末における10年利付国債の利回りを参考に、0.75%で計算しています。

6. リース取引の会計処理

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金で運用しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額(*1)	時 価(*1)	差 額(*1)
(1) 現金及び預金	417,212,550	417,212,550	—
(2) リース債務	(30,727,696)	(30,727,696)	—
(3) 未払金	(157,658,623)	(157,658,623)	—

(*1) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(2) リース債務

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法により算定しています。

II 会計方針の変更

前事業年度まで運営費交付金、寄附金等を財源として固定資産を取得した場合、取得時に運営費交付金債務、寄付金債務等から資産見返負債へ振替え、減価償却費計上時にその同額を資産見返負債戻入に計上する処理をしておりましたが、地方独立行政法人会計基準等の改正により、当事業年度より、固定資産の取得時に運営費交付金債務、寄付金債務等を収益に振り替える処理に変更しており、資産見返負債は計上しておりません。

これにより、前事業年度末の資産見返負債は、当事業年度に臨時利益に計上しており、また、前事業年度と同一の方法によつた場合と比べて、経常利益が 13,253,773 円減少し、当期純利益及び当期総利益が 600,236,818 円増加しています。

また、前事業年度の貸借対照表における「資産見返補助金等」は当事業年度より「長期繰延補助金等」として表示していますが、損益に与える影響はありません。

III 貸借対照表関係

運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は、209,458,588 円、運営費交付金から充当されるべき賞与見積額は、41,614,091 円です。

IV 損益計算書関係

経常損益においてファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、391,444 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 619,050,819 円です。

V キャッシュ・フロー計算書関係

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	417,212,550 円
定期預金	0 円
資金期末残高	<u>417,212,550 円</u>

2 重要な非資金取引

寄附受による資産の増加	928,275 円
-------------	-----------

Ⅵ 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

Ⅰ 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用	1,275,016,845	
(2) (控除) 自己収入等	▲ 304,247,133	
業務費用合計		970,769,712
Ⅱ 資本剰余金を減額したコスト等		
		1,674,434
Ⅲ 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用	59,956,402	
国又は地方公共団体との人事交流による 出向職員から生じる機会費用	▲ 24,489,393	35,467,009
Ⅳ (控除) 設立団体納付額		
		0
Ⅴ 公立大学法人の業務運営に関して住民等 の負担に帰せられるコスト		
		1,007,911,155

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

(1) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の2024年3月末利回りを参考に0.75%で計算しています。

(2) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、公立大学法人での勤務期間に対応する部分について、公立大学法人神戸市外国語大学職員退職手当規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しています。

Ⅶ 減損会計の適用について

該当事項はありません。

Ⅷ 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅸ 重要な後発事象

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額	当期減損損失	当期減損損失相当額					
有形固定資産	建物	1,920,000,000	—	—	1,920,000,000	384,003,658	76,381,132	—	—	—	1,535,996,342	
(特定償却資産)	計	1,920,000,000	—	—	1,920,000,000	384,003,658	76,381,132	—	—	—	1,535,996,342	
有形固定資産	建物	120,689,602	2,126,300	—	122,815,902	19,754,959	8,957,115	—	—	—	103,060,943	
(特定償却資産以外)	工具器具備品	94,882,422	4,611,200	—	99,493,622	59,003,094	17,598,138	—	—	—	40,490,528	
	図書	511,235,334	6,202,614	23,167	517,414,781	—	—	—	—	—	517,414,781	
	計	726,807,358	12,940,114	23,167	739,724,305	78,758,053	26,555,253	—	—	—	660,966,252	
非償却資産	土地	6,420,000,000	—	—	6,420,000,000	—	—	—	—	—	6,420,000,000	
	計	6,420,000,000	—	—	6,420,000,000	—	—	—	—	—	6,420,000,000	
有形固定資産の合計	土地	6,420,000,000	—	—	6,420,000,000	—	—	—	—	—	6,420,000,000	
	建物	2,040,689,602	2,126,300	—	2,042,815,902	403,758,617	85,338,247	—	—	—	1,639,057,285	
	工具器具備品	94,882,422	4,611,200	—	99,493,622	59,003,094	17,598,138	—	—	—	40,490,528	
	図書	511,235,334	6,202,614	23,167	517,414,781	—	—	—	—	—	517,414,781	
	計	9,066,807,358	12,940,114	23,167	9,079,724,305	462,761,711	102,936,385	—	—	—	8,616,962,594	
無形固定資産	ソフトウェア	17,087,200	—	—	17,087,200	14,578,466	3,417,440	—	—	—	2,508,734	
	計	17,087,200	—	—	17,087,200	14,578,466	3,417,440	—	—	—	2,508,734	

(2) 棚卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

(3) - 1 流動資産として計上した有価証券
該当事項はありません。

(3) - 2 投資その他の資産として計上した有価証券
該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(7) - 1 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	8,621,553	8,556,715	8,621,553	—	8,556,715	

(7) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金等の明細
該当事項はありません。

(7) - 3 退職給付引当金の明細
該当事項はありません。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	8,340,000,000	—	—	8,340,000,000	
	計	8,340,000,000	—	—	8,340,000,000	
資本剰余金	減価償却相当累計額	▲ 307,622,526	▲ 76,381,132	—	▲ 384,003,658	(注)
	計	8,032,377,474	▲ 76,381,132	—	7,955,996,342	

(注) 当期増加額は特定資産の減価償却によるものです。

(11) 目的積立金の取崩しの明細

目的積立金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
教育研究環境の維持・向上、 組織運営の改善目的積立金	81,453,941	10,824,710	—	92,278,651	

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12) - 1 運営費交付金債務

(単位：円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額	期末残高
			運営費交付金 収益	
2021年度	28,835,129	—	—	28,835,129
2022年度	2,288,730	—	—	2,288,730
2023年度	—	1,060,710,900	961,196,728	99,514,172
合 計	31,123,859	1,060,710,900	961,196,728	130,638,031

(12) - 2 運営費交付金収益

(単位：円)

業務等区分	2021年度交付分	2022年度交付分	2023年度交付分	合計
期間進行基準	—	—	859,520,900	859,520,900
費用進行基準	—	—	101,675,828	101,675,828
合 計	—	—	961,196,728	961,196,728

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

(単位：円)

名 称	交付元	経費 の別	期 首 残 高	当 期 交 付 額	当 期 振 替 額					期 末 残 高	摘 要 (注1)
					建設仮 勘定見 返補助 金等	長期繰延 補助金等	資本 剰余 金	長期預 り補助 金等	収益		
神戸市地域子 育て支援拠点 事業/「ひろば 型」事業費補 助金	神戸市	直接 経費	—	6,112,523	—	—	—	—	6,112,523	—	6,112,523
		間接 経費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ひょうご女 性用品配布 支援事業	兵庫県	直接 経費	—	68,000	—	—	—	—	68,000	—	68,000
		間接 経費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		直接 経費	—	6,180,523	—	—	—	—	6,180,523	(注2)	6,180,523
		間接 経費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	6,180,523	—	—	—	—	6,180,523	—	6,180,523

(注1) 摘要には、当期交付決定額を記載しております。

(注2) 長期繰延補助金等の収益化があるため、収益の合計額と損益計算書の補助金等収益の額に1,111,000円の差異があります。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位：円、人)

区 分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給 人員	金額	支給 人員
役 員	常 勤	79,015,587	5	—	—
	非常勤	698,260	5	—	—
	計	79,713,847	10	—	—
教 員	常 勤	504,884,204	49	31,547,308	6
	非常勤	50,294,345	22	—	—
	計	555,178,549	71	31,547,308	6
職 員	常 勤	194,278,347	33	5,096,520	11
	非常勤	17,953,065	30	—	—
	計	212,231,412	63	5,096,520	11
合 計	常 勤	778,178,138	87	36,643,828	17
	非常勤	68,945,670	57	—	—
	計	847,123,808	144	36,643,828	17

(注1) 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

「公立大学法人神戸市看護大学役員報酬規程」及び「公立大学法人神戸市看護大学役員退職手当規程」に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

「公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程」、「公立大学法人神戸市看護大学契約職員就業規則」、「公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師就業規則」、「公立大学法人神戸市看護大学パート職員就業規則」及び「公立大学法人神戸市看護大学職員退職手当規程」に基づき支給しています。

(注3) 支給人員については、報酬又は給料等は平均支給人員、退職給付は年間支給人員で記載しています。

(注4) 報酬又は給料等には、賞与及び賞与引当金繰入額を含めています。

(注5) 退職給付には、神戸市からの派遣職員に係る退職給付負担金拠出額を含めています。

(15) 開示すべきセグメント情報

単一の事業活動を営んでいるため、記載は省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：円)

教育経費		
消耗品費	7,258,615	
備品費	4,557,887	
印刷製本費	2,418,697	
水道光熱費	18,142,309	
旅費交通費	1,645,697	
通信運搬費	94,181	
賃借料	3,901,714	
修繕費	112,750	
損害保険料	8,080	
行事費	171,600	
諸会費	15,000	
会議費	1,100	
報酬・委託・手数料	56,498,270	
奨学費	19,564,650	
減価償却費	17,035,511	131,426,061
研究経費		
消耗品費	6,975,164	
備品費	2,913,605	
印刷製本費	1,629,369	
水道光熱費	3,261,405	
旅費交通費	2,835,368	
通信運搬費	539,670	
賃借料	1,085,500	
損害保険料	32,500	
諸会費	3,509,416	
会議費	2,256	
報酬・委託・手数料	7,286,967	
減価償却費	19,800	30,091,020
教育研究支援経費		
消耗品費	11,608,577	
備品費	282,700	
印刷製本費	218,379	
水道光熱費	3,150,233	
賃借料	13,060,344	
保守費	3,057,056	
諸会費	41,000	
報酬・委託・手数料	9,038,560	
減価償却費	8,415,613	
雑費	28,350	48,900,812
受託事業費		
消耗品費	93,799	
印刷製本費	273,063	

旅費交通費	112,700		
通信運搬費	11,779		
賃借料	683,300		
諸会費	39,336		
報酬・委託・手数料	816,372		
教員人件費	8,473,014	10,503,363	10,503,363
役員人件費			
常勤役員人件費			
報酬	49,166,018		
賞与	19,870,131		
法定福利費	9,979,438	79,015,587	
非常勤役員人件費			
報酬	698,260	698,260	79,713,847
教員人件費			
常勤教員人件費			
給料	305,801,034		
賞与	108,244,308		
退職給付費用	31,547,308		
法定福利費	90,838,862	536,431,512	
非常勤教員人件費			
給料	47,471,656		
法定福利費	2,822,689	50,294,345	586,725,857
職員人件費			
常勤職員人件費			
給料	134,436,858		
賞与	23,567,083		
賞与引当金繰入額	8,556,715		
退職給付費用	5,096,520		
法定福利費	27,717,691	199,374,867	
非常勤職員人件費			
給料	14,401,906		
法定福利費	3,551,159	17,953,065	217,327,932
一般管理費			
消耗品費		7,511,663	
備品費		3,123,860	
印刷製本費		3,186,516	
水道光熱費		3,573,352	
旅費交通費		2,267,840	
通信運搬費		4,482,543	
賃借料		2,997,537	
福利厚生費		1,531,486	
保守費		512,380	
修繕費		82,408,865	
損害保険料		676,879	
広告宣伝費		170,132	

行事費	468,270	
諸会費	4,894,550	
会議費	1,000	
交際費	109,743	
報酬・委託・手数料	45,868,089	
振込手数料	317,580	
租税公課	692,012	
減価償却費	4,501,769	
雑費	434,373	169,730,439

(17) 寄附金の明細

(単位：円、件)

当期受入額	件数	摘要
1,349,275	467	うち現物寄付 928,275円 452件

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(20) 受託事業等の明細

(単位：円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
兵庫県	直接経費	—	10,456,000	10,456,000	—
	間接経費	—	—	—	—
神戸市	直接経費	—	47,363	47,363	—
	間接経費	—	—	—	—
合計	直接経費	—	10,503,363	10,503,363	—
	間接経費	—	—	—	—

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位：円、件)

種 目	当期受入額	件 数	摘 要
基盤研究A	(500,000) 150,000	1	
基盤研究B	(13,450,000) 4,035,000	15	
基盤研究C	(12,371,000) 3,711,300	42	
若手研究	(500,000) 150,000	2	
研究活動スタート支援	(700,000) 210,000	2	
合 計	(27,521,000) 8,256,300	62	

(注) 当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数として括弧内に記載しております。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(22) -1 現金及び預金の明細

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
現金	3,000	
普通預金	417,209,550	
計	417,212,550	

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区御影山手1丁目289番1、289番5
開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区神田神保町1丁目105番地
旭化成不動産レジデンス株式会社
代表取締役 高橋 謙治
大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号
近鉄不動産株式会社
代表取締役 倉橋 孝壽
許可番号
令和3年12月15日 第7131号
(変更許可 令和4年8月24日 第1492号)
(変更許可 令和6年7月8日 第1523号)
(変更許可 令和6年7月29日 第1524号)
(変更許可 令和6年8月6日 第1526号)

- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区高丸8丁目2243番287、2245番131
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市大久保町大窪497番地1
関西住宅販売株式会社
代表取締役 横野 修三
許可番号
令和4年12月6日 第8089号
(変更許可 令和6年7月19日 第2134号)
変更許可 令和6年8月15日 第2140号)

- 3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区櫛谷町友清字宮下19-1、20-1、21-1、22-1、23-1、26-1
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石339-9
株式会社リヴフェイス
代表取締役 藤井 裕士
許可番号
令和5年9月4日 第8142号
- 4 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区名谷町字入野697番70
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市花園町2番地の2
株式会社勝美住宅
代表取締役 渡辺 喜夫
許可番号
令和5年11月22日 第8154号
(変更許可 令和6年6月19日 第2126号)
- 5 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区本山北町6丁目376番1
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区磯辺通4丁目2番22号
大和ハウス工業株式会社 神戸支店
支店長 酒井 秀起
許可番号
令和6年1月25日 第8166号
(変更許可 令和6年6月19日 第2127号)
(変更許可 令和6年8月21日 第2143号)

6 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区向洋町西2丁目2番2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区大淀南1丁目5番1号

エスリードリアルティ株式会社

代表取締役 中川 欣一郎

許可番号

令和6年5月24日 第8186号

水道局副局長等専決規程及び水道事業手許現金取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年9月3日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第7号

水道局副局長等専決規程及び水道事業手許現金取扱規程の一部を改正する規程

(水道局副局長等専決規程の一部改正)

第1条 水道局副局長等専決規程(昭和35年7月水道管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後															
別表第2															
財務関係事務															
2-1 支出決定															
決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分										備考		
			特 副 長 該 分 適 に い は 度 と 管 者 定 る	定 局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	副 局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	副 局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	副 局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	部 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	特 定 課 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	特 定 課 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る		第1 課 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	第2 課 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調達	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他	[略]		[略]								[略]			1 160 万円を 超える ものに ついて は経理 契約
	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他	[略]					[略]			[略]					
	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他	[略]							[略]						

改正前															
別表第2															
財務関係事務															
2-1 支出決定															
決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分										備考		
			特 副 長 該 分 適 に い は 度 と 管 者 定 る	定 局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	副 局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	副 局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	局 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	特 定 課 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	特 定 課 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	第1 課 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	第2 課 長 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る		合 議 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る	特 定 職 該 の 用 つ い は 年 ご と の 管 理 者 が 定 め る
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調達	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他	[略]		[略]								[略]			1 160 万円を 超える ものに ついて は経理 契約を
	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他	[略]					[略]			[略]					
	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他	[略]							[略]						

他（管理者が指定するもの以外）	（ <u>経営企画課に要求して行う契約をいう。以下同じ。）</u> を要する。 2、3 [略]	他（管理者が指定するもの以外）	要する。 2、3 [略] 4 「単価協定品目」については、経営企画課長が別に定める。 5 副局長及び経営企画課長の決裁区分
-----------------	--	-----------------	--

- (1) 運送
- (2) 物品又は機械設備の修理
- (3) 測量及び地質調査
- (4) 洗濯、樹木せん定、草刈り又は清掃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、請負の目的、方法及び程度等が具体的に、かつ、一義的に明示されている契約

9、10 [略]

11 単価協定品の品目、金額、契約方法等については、経営企画課専門役が別に定める。

12～14 [略]

2－4 契約

決 裁 事 項	区 分	専 決 範 囲	決 裁 区 分											備 考
			特 定 副 局 長 (該 区 分 適 用 に 関 係 する)	副 局 長 共 通 (該 区 分 適 用 に 関 係 する)	副 局 長 (水 道 技 術 管 理 者)	部 長 共 通	特 定 課 長 等 (該 区 分 適 用 に 関 係 する)	課 長 共 通	第 1 類 事 業 所 長 共 通	第 2 類 事 業 所 長 共 通	合 議	特 定 職		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

9、10 [略]

11 単価協定品の品目、金額、契約方法等については、課長(出納・契約担当)が別に定める。

12～14 [略]

2－4 契約

決 裁 事 項	区 分	専 決 範 囲	決 裁 区 分											備 考
			特 定 副 局 長 (該 区 分 適 用 に 関 係 する)	副 局 長 共 通 (該 区 分 適 用 に 関 係 する)	副 局 長 (水 道 技 術 管 理 者)	部 長 共 通	特 定 課 長 等 (該 区 分 適 用 に 関 係 する)	課 長 共 通	第 1 類 事 業 所 長 共 通	第 2 類 事 業 所 長 共 通	合 議	特 定 職		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

請負 (その他)	管理 指定 する もの 以外	[略]	[略]											[略]
		[略]						[略]						[略]
		[略]						[略]	[略]					
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
														1 ~ 5 [略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 ~ 6 [略]

7 本表における「請負（その他）」とは、工事又は製造の請負以外の請負契約で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 運送

(2) 物品又は機械設備の修理

請負 (その他)	管理 指定 する もの 以外	[略]	[略]											[略]
		[略]												[略]
		[略]												[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 「その 他」と は、神 戸市水 道局契 約事務 取扱規 定（昭 和40年 5月水 規程第 5号）第 11条に 規定す るもの をい う。 2 ~ 6 [略]
														[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 ~ 6 [略]

7 本表における「請負（その他）」とは、水道局契約事務取扱規程第11条に該当するものをいう。

(3) 測量及び地質調査

(4) 洗濯、樹木せん定、草刈り又は清掃

(5) 前各号に掲げるもののほか、請負の目的、方法及び程度等が具体的に、かつ、一義的に明示されている契約

8 単価協定品の品目、金額、契約方法等については、経営企画課専門役が別に定める。

9～11 [略]

8 単価協定品の品目、金額、契約方法等については、課長(出納・契約担当)が別に定める。

9～11 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3 その他の事務		別表第3 その他の事務	
区分	決裁事項	区分	決裁事項
[略]	[略]	[略]	[略]
副局長 (水道技術管理者を除く。)	1 <u>水道料金</u> に関すること。 (条例や規程等に定められた基準に基づいて行うもの以外。) 2、3 [略]	副局長 (水道技術管理者を除く。)	1 <u>水量の認定</u> に関すること。 (条例や規程等に定められた基準に基づいて行うもの以外。) 2、3 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
経営企画課長	<u>文書の整理、編さん及び保存の総括的管理に関すること。</u>	経営企画課長	1 <u>文書の整理、編さん及び保存の総括的管理に関すること。</u> 2 <u>不動産の登記に関すること。</u>
経営企画課課長 (活用担当)	<u>不動産の登記に関すること。</u>		

経営企画	[略]	経営企画	[略]
課 専 門 役		課 課 長	
		(出納・	
		契 約 担	
		当)	
[略]	[略]	[略]	[略]
営業課課長 (料金担当)	1 <u>水道料金</u> に関するこ と。(条例や規程等に定 められた基準に基づいて 行うもの。) 2、3 [略]	営業課課長 (料金担当)	1 <u>水量の認定</u> に関するこ と。(条例や規程等に定 められた基準に基づいて 行うもの。) 2、3 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(水道事業手許現金取扱規程の一部改正)

第2条 水道事業手許現金取扱規程(昭和35年4月水道管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用目的)	(使用目的)
第4条 小口現金は、次にかかげるものに使用する。	第4条 小口現金は、次にかかげるものに使用する。

<p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 前各号にかかげるもののほか、 <u>経営企画課専門役</u>が特に認める経費</p>	<p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 前各号にかかげるもののほか、 <u>課長（出納・契約担当）</u>が特に認める経費</p>
--	---

附 則

この管理規程は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定中水道局副局長等専決規程別表第2の改正規定並びに別表第3の経営企画課長の項、経営企画課課長（活用担当）の項及び経営企画課専門役の項の改正規定並びに第2条の改正規定は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の水道局副局長等専決規程別表第2並びに別表第3の経営企画課長の項、経営企画課課長（活用担当）の項及び経営企画課専門役の項並びに水道事業手許現金取扱規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年9月3日

水道局水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第8号

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程

神戸市水道局給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和33年7月水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号。以下「条例」という。）</u>の給水装置の構造及び材質に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（構造及び材質）</p> <p>第4条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、給水装置の構造及び材質に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 「給水装置」とは、<u>配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">（構造及び材質）</p> <p>第4条 [略]</p>

2 配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置及びこれを保護するための附属用具は、別表のとおりとする。

3 条例第24条の2に規定する工事上の条件は、この規程に定めるもののほか、別に定めるところによる。

（給水管の種類）

第5条 [略]

（配水管の口径及び給水管の分岐方向）

第7条 給水管は、口径300ミリメートル以下の最寄りの配水管から分岐し、道路の端までは配水管にほぼ直角とする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第15条 削除

2 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、必要があると認めるときは、給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。

（給水管の種類）

第5条 [略]

2 配水管から水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水管は、鋳鉄管又はポリエチレン管とする。

（配水管の口径及び給水管の分岐方向）

第7条 給水管は、口径300ミリメートル以下の最寄りの配水管から分岐し、道路の端までは配水管にほぼ直角とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（メーター等の保護）

第15条 メーター、止水栓、仕切弁、逆止弁、空気弁及び地下式消火栓は、蓋等で保護するものとする。ただし、管理者が認めたものはこの限りではない。

2 管理者は、必要があると認めると

きは、蓋その他の給水装置に附属する用具について、その構造及び材質を指定することができる。

改正後				改正前			
別表（第4条関係）							
分類		品目	呼び径	規格等			
給水管		水道用ポリエチレン管	13～50	JIS K 6762 1種二層管			
		ダクタイル鋳鉄管	75～200	GX形 JWWA G 120 1種管・エポキシ樹脂粉体塗装			
		ダクタイル鋳鉄異形管	75～200	GX形 JWWA G 121 ・エポキシ樹脂粉体塗装			
給水用具	継手	水道用ポリエチレン管 金属継手	13～50	JWWA B 116 (WSA B 011適合品)			
	分岐	水道用サドル付分水栓 (鋳鉄管用)	75～300 ×20～40	JWWA B 117 (密着コア使用)			
		水道用サドル付分水栓 (ビニル管用)	40～150 ×20～40	JWWA B 117			
		水道用ポリエチレン管 サドル付分水栓	40～50× 20・25	JWWA B 136			
		配水ポリエチレン管用 サドル付分水栓	50×20・ 25	PTC B 20			
		割丁字管	50～300 ×40～ 200	管理者承認品 (密着コア使用)			
	止水	水道用止水栓 (甲型)	13～50	管理者承認品			
		水道用ソフトシール弁	40・50	管理者承認品			
		水道用ソフトシール仕切弁	50～200	JWWA B 120			
		逆止弁付副止水栓 (伸縮式)	13～40	管理者承認品			

	単式逆止弁（逆流防止装置用）	40～75	JWWA B 129準拠 管理者承認品
その他	メーター用ユニオン	13～50	管理者承認品
	止水栓用ユニオン	13～50	管理者承認品
	メーターフランジ	50	管理者承認品
	メーターユニット	13～25	管理者承認品
	鼓管	75～200	管理者承認品
附属用具	メーター蓋・ボックス		管理者承認品
	止水栓鉄蓋・ボックス		管理者承認品
	遠隔スタンド		管理者承認品
	破損防止テープ類		管理者承認品

備考

- 1 JISとは日本産業規格をいう。
- 2 JWWAとは日本水道協会規格をいう。
- 3 WSAとは給水システム協会規格をいう。
- 4 PTCとは配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格をいう。

附 則

この管理規程は、令和6年10月1日から施行する。

神戸市水道告示第19号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
70759	株式会社勝栄組	神戸市東灘区御影塚町 2丁目 16-18-203	安井 政弘	令和6年8月31日
42415	株式会社明水	尼崎市南武庫之荘 5丁目 25-14-202	櫻本 竜也	令和6年8月31日

神戸市水道告示第20号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年9月3日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70759	勝栄組	神戸市東灘区御影本町 6丁目13-10-202	安井 政弘	令和6年8月30日